

船橋市におけるこどもの権利保障に係る 取り組みについて

健康福祉局 こども家庭部 こども政策課

法的位置づけ

児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする条約であり、1989年第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准した。条約の基本的な考え方は、「差別の禁止」、「生命に対する権利」、「児童の意見の表明の権利の確保」、「児童の最善の利益」の4つの原則で表される。

※児童の権利に関する条約は、こども大綱では、「こどもの権利条約」の呼称を使用している。

こども基本法

【目的】（第1条）

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【基本理念】（第3条）

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
 - 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
- ※ 1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4つの一般原則、「差別の禁止」、「生命に対する権利」、「児童の意見の表明の権利の確保」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されている。

法的位置づけ

こども基本法

【こども施策に関する大綱】（第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

【都道府県こども計画等】（第10条）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【こども施策に対するこども等の意見の反映】（第11条）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

船橋市こども計画

【基本理念】

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして

地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて支援し、保護者が喜びや生きがいを感じながら安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします。

こども・若者は社会の一員であり、まちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、**今を生きるこども・若者一人ひとりの権利が等しく尊重されながら、伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。**

その実現のために、市民と行政が一体となって、こども・若者と子育て家庭を支援していきます。

こどもの権利保障に係る主な取り組み

船橋市こども計画における主な取り組み

こども基本法第3条第1号から第4号におけるこどもの権利を保障する主な取り組みは以下のとおりである。なお、下記図の取り組みは、あくまでこども計画に掲載のある取り組みのうち、一部を例示したものである。

【第1号】

個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること。

【第2号】

適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達・自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること。

特別な配慮を要するこどもへの支援の充実

- ・ 発達障害の理解啓発を図るための講演会・研修会の実施
- ・ 発達に関する相談体制の充実

ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・ 相談機能の強化・情報提供の充実
- ・ 養育費確保等の推進

経済的支援の実施

- ・ 経済的自立への支援
- ・ 低所得者への経済的支援の実施

乳幼児期の教育・保育の充実

- ・ 教育・保育施設等の整備促進
- ・ 保育士の確保

こどもの健全な育成の充実

- ・ 悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援
- ・ 体験機会の提供

母子保健の充実

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待の発生予防策の充実
- ・ 児童虐待相談体制の充実

こども・若者の社会参画のための環境づくり

- ・ こども・若者の意見表明の機会の提供

【第3号】その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

【第4号】その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

こどもの権利保障に係る主な取り組み(こども政策課)

ふなばしこどもいけんばこ

【目的】

令和5年度に施行されたこども基本法において、小・中学生を含むこども・若者から意見を聴取し施策に反映させることについて定められた。

そこで、こども・若者が自由にいつでも意見を表明し施策に反映できるよう、令和7年12月に市が実施するこども・若者の意見聴取の情報を集約した「ふなばしこどもいけんばこ」を市ホームページ内に設置した。

【取組内容】

以下3つの情報を掲載している。

- ①こども・若者を主な対象としたパブリック・コメント等の一覧
※パブリック・コメント実施にあたっては、こども用のわかりやすい資料を別途作成している。
- ②こども・若者の自由な意見等を受け付ける「こども・若者ポスト」
※いただいたご意見は、担当課へ共有し、事業の推進に役立てている。
- ③学校、友だち、家のことなど、困ったとき・悩んだときの相談先の一覧

【主な実績】

- ✓ 船橋市こども計画（案）についての意見を募集します！（R7年12月）
「こども計画」に関する意見募集（パブリック・コメント）
 - ✓ 船橋市に新しくできる駅の駅名を募集します！（R8年6月）
市内36駅目となる新しい駅の名称を募集
 - ✓ 船橋市若者応援ポータルサイト「ふわぽ。」をより使いやすく！（R8年6月～）
様々なライフイベントを迎える若者を応援するため、各種支援制度情報をまとめたサイト「ふわぽ。」に対する意見募集
 - ✓ 「船橋市緑の基本計画改定第3版（案）」についての意見を募集します！（R8年7月）
「緑の基本計画」に関する意見募集（パブリック・コメント）
- ※「ふなばしこどもいけんばこ」という名称についても、このいけんばこでネーミングの募集を行い決定した。

今後、第5次船橋市地域福祉計画（案）、第2次船橋市再犯防止推進計画（案）、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（案）、第3次船橋市文化振興基本方針（案）、第三次船橋市生涯スポーツ推進計画（案）について意見を募集する予定。

こどもの権利保障に係る主な取り組み(こども政策課)

意見表明等支援事業

【目的】

社会的擁護に係るこどもの権利保障のため、令和4年の児童福祉法改正により、児童相談所が一時保護の決定や施設入所措置等を行うに際して、あらかじめこどもの意見を聴取しなければならない旨（意見聴取等措置）が規定された。また、こどもの意見表明の機会を確保し、これを支援する「意見表明等支援事業」が法定化された。これらを踏まえ、一時保護や施設入所等社会的擁護を受けるこどもに対し、児童福祉に関する知識や経験を有する第三者が意見表明を支援することで、こどもの意見を尊重し、最善の利益の実現を図る。

【取組内容】

一時保護中の児童及び児童養護施設等に措置されている児童に対し、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員（アドボケイト）が定期的に訪問し、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容等について自らの意見を形成し、関係機関に表明することを支援する。

一時保護所：月4回定期訪問

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設：年3回程度

ファミリーホーム：年2回程度訪問

（一時保護所を除き千葉県・千葉市と共同実施）

こどもの権利保障に係る主な取り組み(こども家庭部)

『子どもの権利ノート』の作成・配布

【目的】

一時保護児童及び措置児童が、自らの権利を理解し、意見を表明できるよう、こどもの権利擁護及び意見表明の促進を図る。

【取組内容】

一時保護児童及び措置児童に対し、『子どもの権利ノート』を配布する。冊子は、年齢や発達段階に配慮し、2種類を作成している。こどもの権利や施設等での生活に関する基本事項のほか、困りごとや権利侵害等の相談窓口を掲載している。また、身近な人に相談することが難しい場合に、市へ相談できるはがきを添付している。

